日本国憲法｜条文の穴埋め〈解答〉

第9条・第14条・第25条・第41条・第96条

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする①国際平和を誠実に希求し、②国権の発動たる③戦争と、④武力による威嚇又は武力の行使は、⑤国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、⑥陸海空軍その他の⑦戦力は、これを保持しない。国の⑧交戦権は、これを認めない。

第14条

すべて国民は、①法の下に平等であつて、②人種、③信条、性別、④社会的身分又は門地により、政治的、⑤経済的又は⑥社会的関係において、差別されない。

2 ⑦華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第25条

すべて国民は、①健康で②文化的な③最低限度の生活を営む権利を有する。

２ 国は、すべての生活部面について、社会福祉、④社会保障及び⑤公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第41条

国会は、①国権の②最高機関であつて、国の唯一の③立法機関である。

第96条

この憲法の改正は、①各議院の総議員の②三分の二以上の賛成で、国会が、これを③発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その④過半数の賛成を必要とする。

２ 憲法改正について前項の承認を経たときは、⑤天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを⑥公布する。